

〈フリートカード〉 UCコーポレート会員規約・カード使用者規約 (会社主債務用)
■ ■ ■ ■ 一般条項 ■ ■ ■ ■

第1条(法人会員)
株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)に対しUCコーポレート会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)(以下「本規約」と称します。)を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人又は団体(以下「法人」と総称します。)をUCコーポレート会員(以下「法人会員」と称します。)とします。

第2条(カード利用単位、管理責任者及びカード使用者)
1.法人は入会に当たり、カードの利用単位(以下「カード利用単位」と称します。)及びカード利用単位の管理責任者(以下「管理責任者」と称します。)を指定するものとし、カード利用単位は法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位に所属する役員とし、

2.管理責任者は、法人会員に代わってカードを使用する方(以下「カード使用者」と称します。)を所定のスケジュール・方法により、ご利用内容明細書として法人会員に通知します。
3.法人会員は、前項によりリース会社が立替払いをした利用代金を、所定の方法によりリース会社に支払うものとし、

3.法人会員は、前項によりリース会社が立替払いをした利用代金を、所定の方法によりリース会社に支払うものとし、

第3条(カードの使途及び法人会員の責任)
カードの利用目的は、事業性のみに限るものとし、法人会員は、カード使用者のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の責任を負担します。

第4条(カードの発行と管理)
1.カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。))が表示されています。法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。また、カード番号は当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。また、カードと本規約は原則としてカード利用単位の管理責任者へ送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。

2.当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身の署名をいただきます。

3.カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者にはカード及びカード情報は善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。

4.カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報は他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。

5.法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

6.カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。

7.カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員及びカード使用者として適当と認めたときは、管理責任者が予め指定した送付先新しいカードと本規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といども本規約の効力が維持されるものとします。

2017年11月現在

1

フリート

(ロ)当社が禁止している番号のお申し出があった場合。

2.法人会員及び管理責任者は、暗証番号をカード使用者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、法人会員はそのために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとし、

第10条(カードの利用範囲)

1.法人会員及び管理責任者は、カードの利用範囲が、カードに表示された登録番号の車両による利用可能加盟店での利用に限定されることを確認のうえ、カード使用者に遵守させるものとします。

2.法人会員は、利用可能加盟店以外で当該カード利用が発生した場合についても、利用可能加盟店での利用と同様の方法で当該代金を支払うものとし、

第11条(加盟店への連絡等)
カード使用者のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して、カード表面記載の車両に対する給油・カーメンテナンスであること、または当該車両によるETCシステム利用であることを確認する場合があります。法人会員はこれを了承するものとし、

第12条(代金決済)
1.当社は、リース会社を通じて、毎月のカードのご利用代金(以下「利用代金」と称します。))を、所定のスケジュール・方法により、ご利用内容明細書として法人会員に通知します。

2.法人会員は、利用代金を、利用代金を、法人会員に代わり所定の方法により当社へ立替払いすることを了承するものとします。
3.法人会員は、前項によりリース会社が立替払いをした利用代金を、所定の方法によりリース会社に支払うものとし、

第13条(カード及び車両の盗難、紛失届出の方法)
法人会員は、カードまたはETCカード券面記載の車両を盗難、詐取もしくは横領され、または紛失した場合には、カード使用者及び管理責任者をして、当社あて電話等により届出のうえ所定の喪失届を提出させるものとし、その際は、会員番号またはカード表面に記載された車両番号の通知を要することとします。

第14条(券面記載車両の変更時の対応)
管理責任者は、カード券面に記載された登録番号の車両を変更する場合は、ただちにリース会社を経由して当社あて所定の変更手続きを行い、カードの再発行を受けるものとします。

第15条(券面記載車両の使用終了時の対応)
管理責任者はカード券面に記載された登録番号の車両の使用が終了した場合は、ただちにリース会社を経由して当社あて所定のカード使用取消手続きを行うものとします。

第16条(退会およびカードの使用取消と返却)
法人会員は、退会、特定のカード利用単位の廃止および特定のカード使用者の使用取消を行う際には、リース会社を経由して当社に所定の手続きを行うものとし、

第17条(免責事項)
両社は、カードの利用代金の決済に関する事項を除き、加盟店からの情報還元及びETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第18条(本特約の変更等)
1.当社は、本特約の一部または全部を変更する場合は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により法人会員にその内容を告知します。告知後にカード使用者がカードを利用した場合、または告知開始後1ヶ月を経過した時点で、法人会員及びカード使用者が変更内容を承認したものとなります。

2.本特約に特に定めない事項については、会員規約及びUC ETCカード特約を適用するものとします。

2017年11月現在

16

16

16

第14条(本特約の変更等)

1.当社は、本特約の一部または全部を変更する場合は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により法人会員にその内容を告知します。

告知後にカード使用者がカードを利用した場合、または告知開始後1ヶ月を経過した時点で、法人会員及びカード使用者が変更内容を承認したものとなります。

2.本特約に特に定めのない事項については、会員規約及びUC ETCカード特約を適用するものとします。

2017年11月現在

UCフリートカード特約(三社間用)

第1条(目的)

本特約は、申込書記載のカード会社(以下「当社」と称します。)及び申込書記載のオートリース会社(以下「リース会社」といい、当社とリース会社を総称して以下「両社」と称します。))の業務提携に基づき、当社のクレジットシステムを利用してリース会社のリース車両の給油及びカーメンテナンス代金、及びETCシステム利用による通行料金を決済するための特約を定めたものです。

第2条(用語の定義)

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。
1.「カード」とは、本特約に基づき当社が発行するクレジットカードの機能とETCカードの機能を兼ねたカードであるUCフリートカードをいいます。

2.「加盟店」とは、当社が契約したクレジットカード加盟店をいいます。

3.「SS」とは、加盟店のうち、当社から所定の案内などで指定した石油元売会社系列のガソリンスタンドをいいます。
4.「利用可能加盟店」とは、SSと道路事業者を総称していいます。

第3条(法人会員)

UCコーポレート会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)(以下「会員規約」と称します。))、UC ETCカード特約、本特約を承認のうえ、当社が発行するカードの利用をお申し込みいただき、両社が入会を認めた法人または団体(以下「法人」と総称します。)をUCフリートカード会員(以下「法人会員」と称します。))とします。

第4条(カード利用単位、管理責任者)

法人会員は入会にあたり、カードの発行を希望する車両の管理単位(以下「カード利用単位」と称します。))及びカード利用単位の管理責任者(以下「管理責任者」と称します。))を指定するものとし、

第5条(車両)

1.当社は、法人会員がリース会社と締結したリース契約に基づき使用する営業車両、及びその他の車両で両社が認めた車両に対し、カードを発行します。

2.カード表面に印字されるカード名義は、当該車両の登録車両番号とします。

第6条(カード使用者)

カードは、法人会員に所属する役員であって、当該車両を使用する者(以下「カード使用者」と称します。))のみが利用できるものとします。

第7条(連帯責任)

法人会員は、カードにより生ずる当社への一切の責任を、リース会社と連帯して引受けるものとします。

第8条(カードの発行と管理)

1.法人会員は、カード発行を希望する場合、管理責任者よりリース会社を経由して当社に申し込むものとします。

2.当社は前項の申込に基づき、当社が第5条に規定する車両に対しカードを発行します。なお、カードと会員規約・UC ETCカード特約、本特約は、原則としてリース会社を経由してカード利用単位の管理責任者へ送付します。ただし、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従います。

3.法人会員は、カード受領後、管理責任者をしてカードの表示に誤りがないことを確認のうえ、カードを利用するものとし、誤りがある場合は直ちにリース会社を経由して当社に通知するものとします。

第9条(暗証番号)

1.当社は、管理責任者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。ただし、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。
(イ)管理責任者からのお申し出のない場合。

当社が発行するカードの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人または団体(以下「法人」と総称します。)をUCフリートカード会員(以下「法人会員」と称します。))とします。

第4条(カード利用単位、管理責任者)

法人会員は入会にあたり、カードの発行を希望する車両の管理単位(以下「カード利用単位」と称します。))及びカード利用単位の管理責任者(以下「管理責任者」と称します。))を指定するものとし、

第5条(車両)

1.当社は、カード利用単位に所属する営業車両、及びその他の車両で当社が認めた車両に対し、カードを発行します。

2.カード表面に印字されるカード名義は、当該車両の車両番号(ナンバープレート)とします。

3.管理責任者は、法人会員に代わって、カード発行の対象となる車両を選定し、所定の方法により届け出るものとします。

第6条(カード使用者)

カードは、法人会員に所属する役員であって、当該車両を使用する者(以下「カード使用者」と称します。))のみが利用できるものとします。

第7条(カードの発行と管理)

1.法人会員へのカード発行は、管理責任者からの申込に基づき、当社が第5条に規定する車両に対し行います。なお、カードと会員規約・UC ETCカード特約、本特約は、原則としてカード利用単位の管理責任者へ送付します。ただし、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従います。

2.法人会員は、カード受領後、管理責任者をしてカードの表示に誤りがないことを確認のうえ、カードを利用するものとし、誤りがある場合は直ちに当社に通知するものとします。

第8条(暗証番号)

1.当社は、管理責任者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。ただし、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。
(イ)管理責任者からのお申し出のない場合。
(ロ)当社が禁止している番号のお申し出があった場合。

2.法人会員及び管理責任者は、暗証番号をカード使用者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、

3.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、法人会員はそのために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとし、

第9条(カードの利用範囲)

1.法人会員及び管理責任者は、カードの利用範囲が、カードに表示された登録番号の車両による利用可能加盟店での利用に限定されることを確認のうえ、カード使用者に遵守させるものとします。

2.法人会員は、利用可能加盟店以外で当該カード利用代金が発生した場合についても、利用可能加盟店での利用と同様の方法で当該代金を支払うものとし、

第10条(加盟店への連絡等)

カード使用者のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して、カード表面記載の車両に対する給油・カーメンテナンスであること、または当該車両によるETCシステム利用であることを確認する場合があります。法人会員はこれを了承するものとし、

第11条(カード及び車両の盗難、紛失届出の方法)

法人会員は、カードまたはカード券面記載の車両を盗難、詐取もしくは横領され、または紛失した場合には、カード使用者及び管理責任者をして、当社あて電話等により届出のうえ所定の喪失届を提出させるものとし、その際は、会員番号またはカード表面に記載された登録番号の通知を要することとします。

第12条(券面記載車両の使用終了時の対応)
管理責任者はカード券面に記載された登録番号の車両の使用が終了した場合は、ただちに当社あて所定のカード使用取消手続きを行うものとし、

第13条(免責事項)

当社は、カードの利用代金の決済に関する事項を除き、加盟店からの情報還元及びETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

2017年11月現在

UCフリートカード特約(二社間用)

第1条(目的)

本特約は、申込書記載のカード会社(以下「当社」と称します。))のクレジットシステムを利用して、申込書記載の車両の給油及びカーメンテナンス代金、及びETCシステム利用による通行料金を決済するための特約を定めたものです。

第2条(用語の定義)

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。
1.「カード」とは、本特約に基づき当社が発行するクレジットカードの機能とETCカードの機能を兼ねたカードであるUCフリートカードをいいます。

2.「加盟店」とは、ユーシーカード株式会社が契約したクレジットカード加盟店をいいます。
3.「SS」とは、加盟店のうち、当社から所定の案内などで指定した石油元売会社系列のガソリンスタンドをいいます。
4.「利用可能加盟店」とは、SSと道路事業者を総称していいます。

第3条(法人会員)

当社に対し、UCコーポレート会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)(以下「会員規約」と称します。))、UC ETCカード特約、本特約を承認のうえ、

8.「ETC-ID番号」とは、ETCカード表面にエンボスされた「80」から始まる19桁の数字をいいます。

第3条(ETCカードの発行と管理)

1.法人会員およびカード使用者がETCカード追加対象として指定したクレジットカード(以下「指定カード」と称します。))の会員規約・カード使用者規約(以下「会員規約」と称します。))に定めるクレジットカード会社(以下「当社」と称します。))は、当社が発行するクレジットカードの法人会員が、会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、指定カードに追加しETCカードを発行し、会員規約のクレジットカード発行に関する定めに従い貸与いたします。

2.ETCカードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者には善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとします。

3.法人会員及びカード使用者は、ETCカードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETCカードの占有を第三者に移転することは一切できません。

4.前項にかかわらず、法人会員から事前の申込があり、当社が適当と認めた場合は、法人会員の役員に対しETCカードを貸与することができるものとし、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払いは法人会員の責任とします。

5.本条第2項、第3項に違反して、ETCカードが第三者に利用された場合、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払は法人会員及び当該ETCカード使用者の責任とします。

6.ETCカードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETCカードの表面に印字します。

7.ETCカードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員ならびにカード使用者として適当と認められた方に、新しいETCカードとETCカード特約を送付します。なお、有効期限内のETCカードの利用により発生した通行料金等の支払いについては、有効期限経過後といども本特約の効力が維持されるものとします。

第4条(ETCカードの利用方法)

1.カード使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することで、通行料金の支払いができます。

2.カード使用者は、道路事業者の定める料金所においてETCカードを提示することで通行料金の支払いができます。

第5条(ETCカードの利用により発生した通行料金等の支払い及び利用可能枠)

1.当社は、カード使用者がETCカードを利用することにより発生した通行料金等を、ユーシーカード株式会社等が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードのご利用代金と合算して請求し、会員規約の定めるところにより支払義務のある者(以下「支払義務者」と称します。))がこれを支払うものとし、

2.前項に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、支払義務者と道路事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとします。

3.カード使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて法人会員がETCカードを利用した場合、支払義務者は当然にその支払いの責を負うものとし、

第6条(ETCカードの解約及び利用停止と返却)

1.法人会員またはカード使用者は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、支払義務者は、当社に対して解約日までに発生したETCカード利用による通行料金等の全額を支払うものとし、

2.法人会員及びカード使用者が指定カードを退会またはその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づき会員資格も喪失するものとします。

3.法人会員もしくはカード使用者が本特約または指定カードの会員規約に違反した場合、ETCカードもしくは指定カードの使用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETCカードもしくは指定カードの使用を停止すること、または会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者に当該ETCカードの無効を通知することができます。

機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店(以下「立替払加盟店」と称します。))におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。

2.立替払加盟店において、カード使用者がショッピングサービスを利用した場合、当社は法人会員の委託に基づき、法人会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、法人会員は予め異議なくこれを承認します。

第2条(本特約の適用範囲)

1.第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾に関する条項は適用されないものとし、

2.本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとし、

第3条(求償金債権、委託)

法人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けたサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が法人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとし、

■■■■ 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 ■■■■

カード使用者として申込みをされた方(以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。))は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

(1)カード使用者は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。))の各種取引(以下「各取引」と称します。))の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」と称します。))を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職業、勤務先等の事項

②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報

③カード使用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)

④官報や電話帳等一般に公開されている情報

(2)当社が各取引に関する管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)カード使用者は、当社に対して、自己に関するカード使用者の個人情報の開示請求を求めるときは、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

(2)万一当社の保有するカード使用者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じます。

第3条(本同意条項に不同意の場合)

当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。

第4条(カード使用者情報の提供・利用)

カード使用者は、当社が保護措置を講じたうえで第1条(1)①及び②の情報のうち法人会員の業務に必要な情報を法人会員に提供し、法人会員が業務上の目的で使用することに同意します。

第5条(合意管轄裁判所)

カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード使用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第6条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

■個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(コンプライアンス担当役員)を設置しております。

【問い合わせ・相談窓口等】

1.商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

2.規約についてのお問い合わせ・ご相談はユーシーカードコミュニケーションセンターにご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	住所・電話番号等
・個人情報の開示・訂正・削除(第2条)、その他当社が保有する個人情報について ・その他本規約全般について	UCカード コミュニケーション センター	東京都中野区江原町1-13-22 ユニキタス 株式会社クレディセゾン (東京)03-6893-8200 (大阪)06-7709-8555 URL http://www.uccard.co.jp 関東財務局長(12)第00085号

2017年11月現在

UC ETCカード特約

(法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用)

第1条(本特約の主旨)

本特約は、法人会員及びコーポレート会員(以下「法人会員」と総称します。))、または法人会員に代わってETCカードを使用する方(以下「カード使用者」と称します。))がETCシステムを利用することにより発生する通行料金等をクレジットカード利用代金と合わせて決済するための特約を定めたものであり、法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を合わせて遵守してETCシステムを利用するものとし、

第2条(用語の定義)

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。
1.「ETCシステム」とは、ETC利用者が、ETCカード及び車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。

2.「ETCカード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます。

3.「車載器」とは、法人会員がETCシステムを利用するために車輦に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます。

4.「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要情報を授受する装置をいいます。

5.「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路事業者のうち、ユーシーカード株式会社が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。

6.「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいいます。

7.通行記録とは、ETCカード利用時にETCシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。

10

11

12

13

14

15

16

16

16

16</

